#### 薬局機能情報提供制度に基づく報告について

### 1 制度の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)(昭和35年法律第145号)第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報について、薬局開設者が都道府県知事に報告し、都道府県が公表する制度(薬局機能情報提供制度)が、平成19年4月1日から施行されました。

#### 2 対象者

三重県内で薬局の開設許可を受けている方

#### 3 報告事項

薬機法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)別表第一に掲げる事項(別添1「報告・公表事項」のとおり)で、基本情報とその他の情報からなります。

なお、令和5年11月1日に薬機法施行規則の一部改正が行われ、報告事項等が変更 となっています。

#### 4 報告方法

#### (ア)報告先

インターネット上の医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)を用いてご報告ください。ユーザ登録申請を行っていない方は、「新規ユーザ登録申請」から申請(同資料後方参照)の上、G-MISからご報告ください。

G-MIS 入力画面 URL (右記の二次元バーコードにアクセス)

URL: https://www.med-login.mhlw.go.jp/

#### (イ) 報告期限

令和6年3月上旬

期限までにご報告いただけない場合は、令和6年4月から公開を予定している全国統一的な検索・情報提供システム(以下「医療情報ネット」という。)での公開に間に合わない恐れがあります。

#### (ウ) 報告方法

G-MIS を用いて報告してください。

URLは、上記を参照ください。

## 【報告事項を記載する際の留意事項】

#### (1) 記入方法

報告事項説明資料 (薬局) を参照してください。(同封の【■報告事項説明資料 (薬局) の見方について】の次ページ以降に記載させていただいております。 ※参考:薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点(令和5年11月1日付け医薬総発1101第2号厚生労働省医薬局総務課長通知)

(裏面もご確認ください)

#### 5 報告後の情報の変更等

- ・ 下の枠内の項目に変更があった場合は、30日以内に G-MIS により報告してください。
- ・ それ以外の項目に変更があった場合、次回の報告時(令和6年度)に併せて報告することもできます。

#### 『1 基本情報』

薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、薬局の面積、店舗販売業の併設の有無、電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス、営業日、開店時間、開店時間以外で相談できる時間、健康サポート薬局である旨の表示の有無、地域連携薬局の認定の有無、専門医療機関連携薬局の認定の有無(有の場合は規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分を含む。)

『3 薬局サービス等』

薬剤師不在時間の有無

※薬機法第10条に基づく変更届は、この「薬局機能情報」の報告とは別に届け出が必要

#### 6 薬局における薬局機能情報の閲覧

薬局において、薬局機能情報の閲覧を患者等が求めた場合は、次のいずれかの方法で対応してください。

- ・書面による閲覧
- ・電磁的方法(電子メール、インターネット、パソコン等モニター画面での表示、 CD-ROM 等の交付)による情報の提供。

#### 7 その他

- (1) 三重県では、県内各薬局開設者から報告いただいた内容は、令和6年4月より随時、「医療情報ネット」で公表していきますが、修正に数日程度かかる場合があります。なお、「医療情報ネット」での公開をもって、「薬局案内みえ」については、適時、公開を中止させていただきます。
- (2) 報告いただいた内容は、原則として、そのまま公表いたします。 ただし、インターネット上での閲覧が不可能な文字については、薬局開設者の同意 なしに変換させていただくことがあります。
- (3)報告いただいた内容は、ホームページ上では、一般の方に分かりやすくするため、 文言を一部変更することがあります。
- (4) この報告は、報告時点の現状についてご報告いただくものです。 (将来的に実施予定の内容を求めるものではありませんので、報告時点での現状を 報告してください。)
- (5)この報告をしない場合や、虚偽の報告をした場合は、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の3に基づく指導の対象となり ますので正しく報告してください。
- (6) 原則として、G-MIS を活用した報告に切り替わりますが、当面の間、G-MIS による報告ができない薬局開設者については、書面による報告ができますので、薬務課へご相談ください。

## ① 開店時間帯における時間帯表記について(対象機関:薬局)

- 薬局の「開店時間」における時間帯表記について、実際の開店時間が午前/午後/夜間/深夜かに関わらず「時間帯1」より左詰めで入力ください。営業日にも関わらず時間帯1に入力がない場合、エラーとなります。
- 公表の際には午前/午後/夜間/深夜が表示されません。

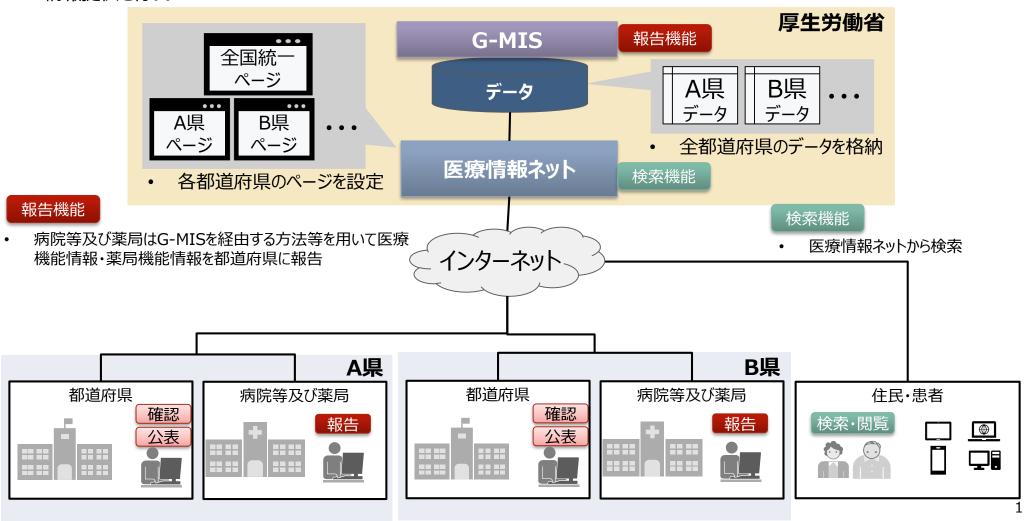


○ 住民患者側への公表時には、薬局の開店時間の「時間帯1」~「時間帯4」における内容は「開店時間帯1」~「開店時間帯4」欄に、 それぞれ表示されます。



# 医療機能情報提供制度•薬局機能情報提供制度

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)及び全国統一的な情報提供システム(以下「医療情報ネット」という。)を活用し、都道府県が実施主体として運用される。
- 病院等及び薬局は、G-MISを経由する方法等の都道府県知事の定める方法により、医療機能情報・薬局機能情報について、年1回以上報告する。
- 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等及び薬局から報告された医療機能情報・薬局機能情報を公表し、住民・患者への 情報提供を行う。



## 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります

■アカウント発行:以下のURL、または、右記の二次元バーコードにアクセスし、「新規ユーザ登録申請 Iから申請ください。

## (ユーザ登録を行っていない方のみ)

URL: https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form

- G-MISを利用した定期報告を実施予定でアカウント未取得の病院等及び薬局におかれましては、G-MIS のアカウントが必要ですので、必ず定期報告開始までに「新規ユーザ登録申請」を行ってください。
- なお、アカウント発行には、通常1~2週間程度かかります。申請が集中した場合には、発行までの期間が 大幅に延びる可能性がありますので余裕を持って申請いただくようお願いいたします。
- ■今和5年度定期報告:令和6年1月頃からG-MISを利用した定期報告を開始します。

## (ユーザ登録済である方はこちらから)

- 令和5年度の定期報告は、令和6年1月5日より令和6年3月31日までを原則としていますが、都道府県 により開始日、終了日が異なる場合がございますので、詳細は、都道府県からの案内をご確認いただきます ようお願い申し上げます。
- 以下のURL、または、右記の二次元バーコードにアクセスし、「定期報告」を実施してください。 URL: https://www.med-login.mhlw.go.jp/
- なお、令和5年度の定期報告を令和6年3月31日までに実施しなかった場合、令和6年4月1日に医 療情報ネットでの報告内容の公表は行われないため、必ず3月末までの報告実施をお願いいたします。
- 医療情報ネットでの公表:令和6年4月1日より医療情報ネットでの公表を開始いたします。





G-MISログイン画面

■ 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告・公表スケジュール

